

平成19年12月18日

ゆうちょ銀行の新規業務に関する郵政民営化委員会の
調査審議に対する意見

社団法人 全国地方銀行協会

1. 郵政民営化委員会の審議のあり方について

当協会では、ゆうちょ銀行の運用対象の拡大に関する意見募集（10月）の際にも意見を提出したが、郵政民営化委員会の審議結果をみると、重要な点において当協会の意見が反映されておらず、また、主要な論点について十分な議論が行われたかも疑問であり、こうした結果を残念に思う。

郵政民営化委員会は、郵政民営化プロセスの舵取り役とも言える重責を担っており、しっかりとした審議を期待したい。特に、郵政民営化委員会が調査審議の過程で広く意見募集を行うという手続きを踏む以上は、審議の公正性・透明性確保の観点から、寄せられた意見の主要な論点について委員会としての考え方を明らかにすることが不可欠である。

また、金融庁ではゆうちょ銀行に対する検査に着手したと聞いているが、ゆうちょ銀行の内部管理態勢や業務遂行能力が十分かどうかについては、郵政民営化委員会においても新規業務の調査審議に当たり重要視する考えを示しており、今回を含め今後の新規業務の申請に際しては、この点に関する金融庁の検査結果を十分に踏まえた慎重な審議を行うべきである。

2. ゆうちょ銀行の新規業務の取扱いについて

(1) ゆうちょ銀行の業務拡大の進め方に関する基本認識

地銀界はこれまでも、ゆうちょ銀行の業務拡大の進め方に関して次の点を繰り返し主張してきた。

- ・政府の間接出資が残るなど公正な競争条件が確保されない段階におい

ては、ゆうちょ銀行の業務拡大は民業圧迫に他ならず、それゆえ、リスク分散や収益源の多様化といったゆうちょ銀行側の都合だけで「なし崩しの」に業務拡大が認められることがあってはならない。

- ・郵政民営化委員会としても郵政民営化の条件の一つとして「民間秩序の中への融解」を掲げているように、ゆうちょ銀行は、民業圧迫を回避しつつ円滑に民間市場への融合を進めることが求められている。そのためには、市場が既に飽和状態にあるリテールバンキング業務への参入を敢えて志向するのではなく、ゆうちょ銀行がこれまで培ってきた投資運用業務のノウハウを活かせる「機関投資家」型のビジネスモデル（多様な市場性商品への資金運用に特化した金融機関）を目指すべきである。移行期間中におけるゆうちょ銀行の新規業務も、そうしたビジネスモデルに必要な限度においてのみ容認されるべきものである。

こうした方向性こそが、肥大化したバランスシートを改善しつつ、規模縮小を図るべきとする郵政民営化員会の基本認識に合致するうえ、これまでのゆうちょの運用ノウハウを活かすものであり、最も現実的な方策である。

(2) 今回の新規業務の取扱いについて

地銀界としては、ゆうちょ銀行の新規業務の取扱いについては、上記の基本的な考え方に即して判断されるべきものとする。

まず、民営化が本年 10 月に始まったばかりで、巨大な規模のまま政府の間接出資も残っているという段階においては、業務内容にかかわらず、民間が担いうる分野に業務拡大を図ること自体が民業圧迫であって、地銀界としては、「機関投資家」型のビジネスモデルを目指すことが明確に示されていない限りは、新規業務が認められるべきではないと考える。そのうえで、今回ゆうちょ銀行が認可申請を行った新規業務の内容をみると、前述のとおり民営化の進め方として最も現実的と考えられる「機関投資家」型のビジネスモデルとは方向性を異にするリテールバン

キング業務そのものであり、移行期間中に認められることがあってはならないと考える。

さらに、ゆうちょ銀行は、自らが目指すビジネスモデルの全体像を何ら明確にすることなく、利用者利便の向上を名目に、株式上場のための収益向上ありきといった姿勢で矢継ぎ早に新規業務の認可を申請しているように窺えるが、民業圧迫を回避しつつ民間市場に円滑に融合していくという郵政民営化の本旨からすれば、ゆうちょ銀行は、移行期間においては、このような前のめり気味の姿勢で業務拡大を目指すのではなく、まず経営の効率化と態勢整備を進めることに専念すべきである。

従って、郵政民営化委員会は、ゆうちょ銀行のなし崩し的な業務拡大を追認するのではなく、ゆうちょ銀行に対し、①一民間金融機関として合理的な規模にまで速やかに縮小を図ること、②銀行として求められる態勢整備に専念すべきこと、③あるべき将来の姿として「機関投資家」型のビジネスモデルを志向することについて、具体的な指示を与えてゆうちょ銀行より計画の提出を求めるべきである。

以 上



Bank of Yokohama

郵政民営化委員会:ヒアリング資料

ゆうちょ銀行の新規業務取扱いについて

2007年12月20日(木)
社団法人全国地方銀行協会
会長行 株式会社横浜銀行

郵政民営化の基本方針(平成16年9月閣議決定)

<基本方針>

○経営の自由度の拡大

⇒イコールフットिंगの度合や国の関与のあり方等を勘案

しつつ業務内容や経営権に対する制限を緩和

○民間とのイコールフットिंगの確保

○事業毎の損益の明確化と事業間のリスク遮断の徹底

<ゆうちょ銀行の移行期・準備期のあり方>

「民有民営化の進展に対応し、厳密なALMの下で

貸付等も段階的に拡大できるようにする」

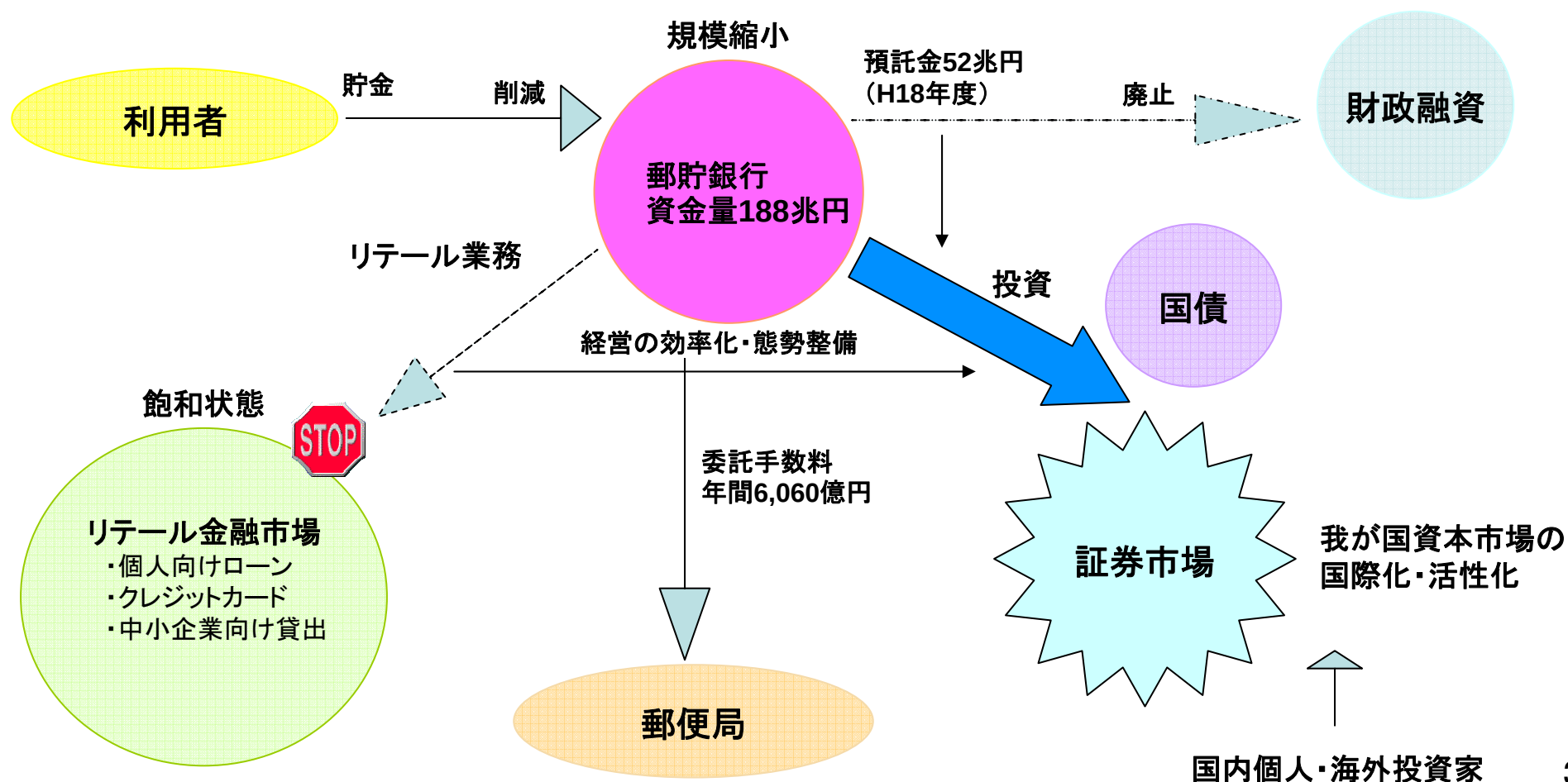
民営化委員会の審議のあり方

- 当協会は、これまで、郵政民営化委員会に意見(下記参照)を提出しているが、委員会の審議結果には、重要な点において当協会の意見が反映されておらず、主要な論点について十分な議論が行われたか疑問である。
- 調査審議の過程における意見募集は審議の公正性の観点から重要な手続きであり、寄せられた意見(主要な論点)に対する委員会としての考え方を明らかにすることが不可欠である。

標 題	「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」に対する意見	「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画(概要)」に対する意見	ゆうちょ銀行の運用対象の拡大に関する郵政民営化委員会の調査審議に対する意見
日 付	平19. 1. 17	平19. 5. 16	平19. 10. 29
意見の ポイント	<規模縮小> 郵政民営化委員会は郵貯銀行の規模縮小の実効性ある道筋を示すべき。 <公正な競争条件> 公正な競争条件が確保されない段階では郵貯銀行の新規業務は禁止すべき。 <地域との共存> 日本郵政は郵貯銀行の「地域金融機関との協業」の内容を示すべき。 <株式上場と新規業務の関係> 株式上場ありきの郵貯銀行の業務拡大には反対。 <内部態勢の整備等> 郵貯銀行の新規業務の審議の際は、国民便益の改善性、収益面の必要性、業務遂行態勢の検証が不可欠。 <ビジネスモデルの方向性> 郵貯銀行は運用面において「機関投資家型」のビジネスモデルを志向すべき。	<規模縮小> 郵政民営化委員会は郵貯銀行の規模縮小の具体的な道筋を示すべき。 <公正な競争条件> 公正な競争条件の確保が郵貯銀行の新規業務進出の大前提。 <地域との共存> 郵貯銀行は地域との共存のあり方を示すべき。 <内部態勢の整備等> 郵貯銀行の新規業務は、業務遂行態勢が適正な水準に達していると確認できたものに限定すべき。 <郵便局会社のあり方> 官業たる郵便局会社は民業圧迫を回避すべき。	<規模縮小> ゆうちょ銀行は一民間金融機関として合理的な規模に縮小を図ることが不可欠。 <公正な競争条件> 公正な競争条件が確保されない段階でのなし崩し的な業務拡大は認められない。 <内部態勢の整備等> ・ゆうちょ銀行の運用対象の拡大は、十分な態勢整備が必須条件。 ・郵政民営化委員会は金融庁の検査結果等を踏まえて意見取りまとめをすべき <ビジネスモデルの方向性> ゆうちょ銀行は「機関投資家型」のビジネスモデルを目指すことを標榜すべきであり、運用対象の拡大はそのために必要なものにおいてのみ容認されるべき。

ゆうちょ銀行が目指す方向性

- ゆうちょ銀行は、市場が既に飽和状態にあるリテール業務への参入を志向するのではなく、ゆうちょ銀行がこれまで培ってきた投資運用業務のノウハウを活かせる「機関投資家」型のビジネスモデルを目指すべき。
- こうした方向性こそが、肥大化したバランスシートを改善しつつ、規模縮小を図るべきとする郵政民営化委員会の基本認識と合致するものであり、最も現実的な方策である。
- 移行期間においては、業務拡大を目指すのではなく、経営の効率化・態勢整備を進めることに専念すべき。



リテールバンキング業務に求められる態勢(例)

- 個人情報保護の徹底(重要情報を取り扱うことの認識・事故の根絶)
 - グループ会社との情報遮断(グループ内での顧客紹介等の潜脱行為)
 - お客様への説明態勢(商品内容や手数料等の十分な説明)
 - お客様からの苦情・問合せへの適切な対応
 - 「貯金」と「かんぽ」や民間保険商品との誤認防止
 - 保険募集に係る弊害防止措置の態勢整備
 - リスク商品の販売に当たっての適合性原則の遵守態勢
 - 個別商品ごとの取扱い能力の検証
 - 徹底した従業員教育(窓口対応等の高いレベルでの均質化)
 - 独占禁止法に則った広告の実施
- ⇒このような態勢に少しでも不備があれば、お客様に対して多大な被害を及ぼすものであり、業務取扱いの大前提となるものである。

Afresh あなたに、あたらしく。



Bank of Yokohama